

指定行政機関の国民の保護に関する計画の変更 都道府県の国民の保護に関する計画の変更

令和 8 年 9 月 15 日の閣議において、以下の指定行政機関（各府省庁）及び都道府県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定しました。

【指定行政機関】

こども家庭庁、厚生労働省

【都道府県】

40 都道府県

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、全ての指定行政機関及び都道府県が、国民の保護に関する計画を作成し、その後も必要に応じて計画を変更しており、計画の作成及び変更にあたっては、内閣総理大臣への協議が必要とされている（軽微な変更を除く。）。
- ・ 今般、指定行政機関（こども家庭庁、厚生労働省）及び都道府県（40 都道府県）から内閣総理大臣に対し協議の申し入れがあったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。
- ・ 変更内容の概要は別紙 1、2 のとおり。

指定行政機関の国民の保護に関する【別紙1】 計画の変更

概要

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）は、指定行政機関に対し、国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）の作成を義務付けるとともに、その変更の際には、軽微な変更を除き内閣総理大臣への協議（閣議決定）を義務付けている。
- 今般、指定行政機関（こども家庭庁、厚生労働省）の長から内閣総理大臣に対し、協議の申入れがあった。

【変更内容】

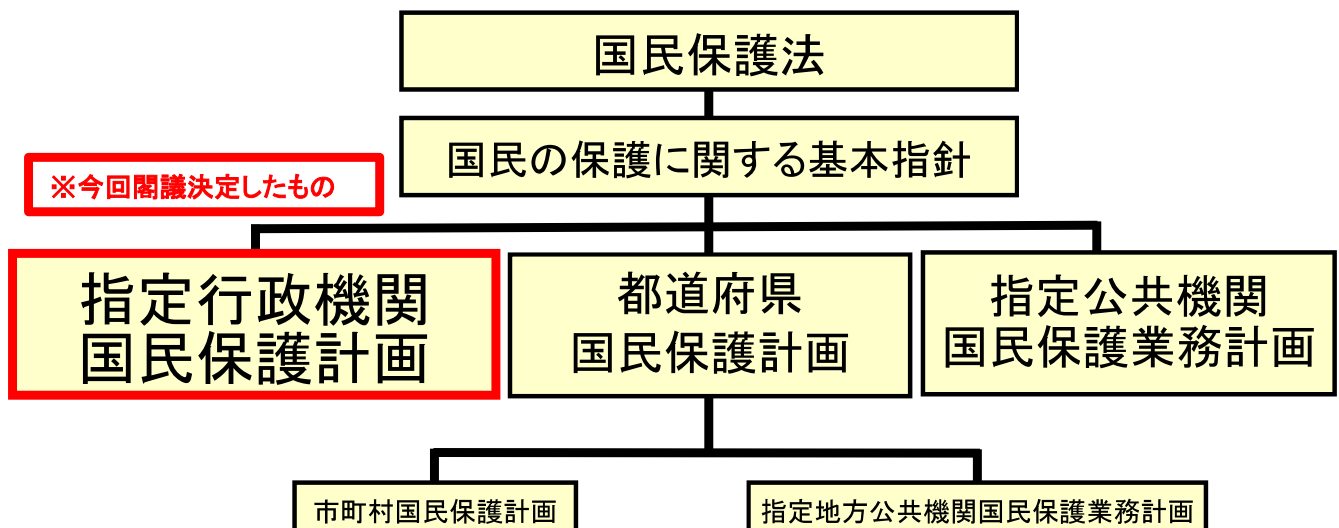
国民の保護に関する基本指針の一部変更（令和8年3月31日閣議決定）において、救援の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴い、各機関の国民保護計画に、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対する支援などが都道府県において確保されるよう、必要な支援を行うことを追加するもの。

- 上記の【変更内容】に異議がない旨を閣議決定した。

閣議決定日

- 令和8年9月15日

（参考）国民保護計画の位置付け



都道府県の国民の保護に関する 計画の変更

【別紙2】

概要

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）は、都道府県に対し、国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）の作成を義務付けるとともに、その変更の際には、軽微な変更を除き内閣総理大臣への協議（閣議決定）を義務付けている。
- 今般、40都道府県の知事から内閣総理大臣に対し、協議の申入れがあった。

【変更内容】

国民の保護に関する基本指針の一部変更（令和8年3月31日閣議決定）において、救援の種類に「福祉サービスの提供」が追加されたことに伴い、各機関の国民保護計画に、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に対する支援などの事務を追加するもの。

- 上記の【変更内容】に異議がない旨を閣議決定した。

閣議決定日

- 令和8年9月15日

（参考）国民保護計画の位置付け

